1. 業務提案者は、本業部の主たる部分（「エリア放送番組制作」と「町ＳＮＳ等運用」の2要素）のどちらか又は両方を、外部へ委託することは出来ますか。

Ａ　一括再委託は禁止する。主たる部分を除く一部の委託については問題ない。

1. 複数の事業者どうしがグループを組み、コンソーシアムとなって参加することは出来ますか。

Ａ　「５．受託候補者の要件」に示したとおりのため、今回は不可。

1. 委託金額を提案上限額（税込み8,998千円）よりも引き下げることは、評価（プラスの採点）に値しますか。

Ａ　「提示金額が提案された内容に対し妥当であるか」は項目として採点するが、加点・減

点については評価員が判断する。

1. 実施要領7ページ目、「提案書（様式3号）」の「企業概要」欄には赤文字で、「・映像撮影、取材拠点　安平町〇〇」と例示されています。安平町内に取材拠点を設けることは、本業務において必須条件でしょうか。

Ａ　必須ではない。

1. 「取材拠点」が必須である場合についてです。その「取材拠点」とは、固定資産税などの税金を貴町へ納めていることが必要でしょうか。それとも、“毎回の取材の開始時と終了時に立ち寄る”ないしは“三脚ケースなどの取材に関係する機材を仮置きさせていただく”程度の場所と考えて、取材拠点は例えば、「安平町役場総務課情報グループ」などと記すことは、問題ございませんか。

Ａ　上記のとおり必須ではない。

以上